

昭和十年 (月限番號第一八三號)

No. 62

小作爭議調查表

場 所	浮羽郡 市 幸村大字浮羽合田及坪之田	
	地 主 關 係 人 員	地主 佐々木 均 小作人 森 南 荻 外一 名
地 主 關 係 團 體	小作人 朝田支部	關係地 種類面積 田 二反二畝
原 因	該田、小作料は合村東部に比し三割以上の高率なりとの理由に小作人廿層の地主に之を 於永冬成を定形に正し小作料を正す為に此年以降小作料を不納し其の地主は 十月廿七日昭和六年八月三十分不納未三儀、文部命令を以て之を因す。	
事 項 求	昭和六、七、八年、度小作料三十儀納入要求	
經 過	小作人側は日農、房賃を得て異議を申立、其に小作調停、申渡を所不 一、二箇の調停委員を介し調停せしむるも、両者の意見は硬く解決に至らず 五月廿一日、才三田調停委員を介して漸く此の條件にて解決せり	

(昭和十年五月分)

財團 協調會 福岡出張所

備 考	果 結
	<p>一、小作人側は昭和十年五月二十日三反一畝三斗の田地を返還し、地主に之に代り 及多り五十条の別ル倉を支給すべし</p> <p>二、残却の田地は昭和十一年五月二十日之を返還し、地主は多り五十条と小作人に代り支給 すべし</p>